

公共法務プログラム・国際取引法務プログラム 登録手続きについて

卒業時に上記プログラム修了認定を希望する学生は、以下の期間に専用フォームでの申請手続きをしてください。

手続きをしない者は、単位を修得しても修了の認定を受けることはできないので注意してください。

○プログラム登録期間（S セメスター履修登録期間内）

4月22日（月）9時～4月26日（金）17時

○プログラム登録専用フォーム URL

※ECCS クラウドメールのアドレスとパスワードでのログインが必要です。

<https://forms.gle/7rGeu3SmUGawGLhi6>

（注意）

- ・登録完了後、ECCS クラウドメール宛てに自動応答メールが届きます。過去に登録した場合を含め、本プログラムへの登録の有無はこの自動応答メールでのみ確認することができます。自動応答メールが届きましたら必ず確認し、卒業まで保管してください。
- ・登録できるのは第1類(法学総合コース)の学生のみです。
第2類(法律プロフェッション・コース)又は第3類(政治コース)に所属している学生で、登録を希望する者は次年度に第1類(法学総合コース)へ転類の後、登録してください。
(転類には条件があります。)
- ・現在第1類(法学総合コース)所属の学生が、卒業時まで転類していた場合は登録無効となり、修了認定を受けることはできません。
- ・公共法務プログラム及び国際取引法務プログラムについて、一方または双方につき登録することが可能です。登録受付は、各年度Sセメスター履修登録期間内となっています。この受付期間以外での申請は認めませんので注意してください。

2024年3月 法学部